

00746

# 鳥取縣公報

昭和十六年七月一日  
第一千二百四十六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第五百三十二號

昭和三年四月鳥取縣告示第一百十二號縣本金庫及縣支金庫ノ名稱、位置、出納區域並金庫事務取扱者ヲ左ノ通改正シ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

名稱	位置	出納區域	金庫事務取扱者
鳥取縣本金庫	鳥取市若櫻町	鳥取市 岩美郡ノ内、倉田村、米里村、津ノ井村、面影村 宇倍野村、成器村、大茅村、福部村、 氣高郡ノ内、美穗村、大正村、東郷村、明治村、 豐實村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大 郷村、末恒村、	株式會社山陰合同銀行 鳥取東支店

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年七月一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00747

岩美支金庫	岩美郡岩井町	岩美郡ノ内、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、田後村、網代村、大岩村、	株式會社山陰合同銀行 岩井支店
濱村支金庫	氣高郡正條村	氣高郡ノ内、寶木村、酒津村、瑞穗村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、小鷲河村、正條村、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村、大和村、神戶村、	株式會社山陰合同銀行 濱村支店
郡家支金庫	入頭郡賀茂村	入頭郡ノ内、賀茂村、國中村、船岡村、大伊村、大御門村、隼村、安部村、上私都村、中私都村、下私都村、佐治村、用瀬町、	株式會社山陰合同銀行 郡家支店
河原支金庫	入頭郡河原町	入頭郡ノ内、河原町、國英村、散岐村、入上村、西郷村、大村、 氣高郡ノ内、大和村、神戶村、	株式會社山陰合同銀行 河原支店
智頭支金庫	入頭郡智頭町	入頭郡ノ内、社村、智頭町、山郷村、	株式會社山陰合同銀行 智頭支店
若櫻支金庫	入頭郡若櫻町	入頭郡ノ内、入東村、丹比村、若櫻町、池田村、	株式會社山陰合同銀行 若櫻支店

00748

倉吉支金庫	東伯郡倉吉町	東伯郡ノ内、西郷村、日下村、長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村、上北條村、中北條村、下北條村、大誠村、	株式會社山陰合同銀行 倉吉支店
入橋支金庫	東伯郡入橋町	東伯郡ノ内、榮村、由良町、浦安村、下郷村、上郷村、古布庄村、入橋町、赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村、	株式會社山陰合同銀行 入橋支店
御來屋支金庫	西伯郡御來屋町	西伯郡ノ内、淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村、	株式會社山陰合同銀行 御來屋支店
米子支金庫	米子市東倉吉町	米子市 西伯郡ノ内、彦名村、崎津村、和田村、富益村、夜見村、成實村、尙徳村、五千石村、幡郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、大和村、 日野郡ノ内、二部村、入郷村、溝口町、	株式會社山陰合同銀行 米子支店

00749

境支金庫	西伯郡境町	西伯郡ノ内、渡村、外江村、境町、上道村、餘子村、中濱村、大篠津村、	株式會社山陰合同銀行 境東支店
法勝寺支金庫	西伯郡法勝寺村	西伯郡ノ内、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、天津村、大國村、	株式會社山陰合同銀行 法勝寺出張所
根雨支金庫	日野郡根雨町	日野郡ノ内、日野村、根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、日光村、	株式會社山陰合同銀行 根雨支店
黒坂支金庫	日野郡黒坂町	日野郡ノ内、黒坂町、大宮村、石見村、	株式會社山陰合同銀行 黒坂支店
矢戸支金庫	日野郡日野上村	日野郡ノ内、阿毘綠村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、	株式會社山陰合同銀行 矢戸支店

備考

收支命令者ハ事宜ニ依リ他ノ縣金庫ヲ支拂場所ニ指定スルコトヲ得

◇鳥取縣告示第五百三十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年七月一日

00750

專門科名	診療所所在地	氏名	鳥取縣知事 入田三郎
外科	東伯郡倉吉町瀬崎町	野島祐四郎	昭和十六年六月二十三日

◇鳥取縣告示第五百三十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事

入田三郎

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 鳥取縣釣具商組合
- (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ釣具ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

左記ノ通





◇鳥取縣告示第五百三十六號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牡牛ニシテ種付後百日以內並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診証ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

檢診月日

檢診場所

牽付區域

牽付時刻

七月 四日	西伯郡成實村役場	成 實 村	當日上午九時
同	同 郡宇田川村役場	宇 田 川 村	同
七月 五日	同 郡天津村役場	天 津 村	同
同	同 郡淀江牛馬市場	淀 江 町	同
七月 七日	同 郡大國村役場	大 國 村	同
同	同 郡大和村役場	大 和 村	同
同	同 郡逢坂村役場	逢 坂 村	同
同	同 郡法勝寺牛馬市場	法 勝 寺 村	同
同	同 郡日吉津村役場	日 吉 津 村	同
同	同 郡光徳村役場	光 徳 村	同
同	同 郡上長田村役場	上 長 田 村	同

同	同 郡巖村役場	巖 村	同
同	同 郡名和村役場	名 和 村、御來屋町	同
同	同 郡東長田村役場	東 長 田 村	同
同	同 郡春日村役場	春 日 村	同
同	同 郡庄内村役場	庄 内 村	同
同	同 郡賀野村役場	賀 野 村	同
同	同 郡大高村役場	大 高 村	同
同	同 郡所子村牛馬市場	所子村 唐玉、末長、末吉、國信、福尾、上野	同
同	同 郡手間村役場	手 間 村	同
同	同 郡縣村役場	縣 村	同
同	同 郡所子村牛馬市場	所子村 中高、野田、清原、手木、神原、所子	同
同	同 郡幡郷村役場	幡 郷 村	同
同	同 郡大幡牛馬市場	大 幡 村	同
同	同 郡大山村飯戸檢診場	大山村、飯戸、種原	同
同	同 郡五千石村役場	五 千 石 村	同
同	同 郡大山村赤松	大山村 赤 松	同
同	同 郡大山村豊房檢診場	大山村、豊房、今在家	同
同	同 郡尙徳村役場	尙 徳 村	同
同	同 郡大山村坊領檢診場	大山村、佐摩、坊領、宮内、平	同

00757

同 十七日	米子市米子牛馬市場	米子市(福生、福米、加茂出張所管内ヲ除ク)	同
同 十八日	米子市福米出張所	米子市(福生、福米出張所管内)	同
同 十九日	西伯郡高麗村役場	高麗村	同
同 二十一日	米子市加茂出張所	米子市(加茂出張所管内)	同
同 二十二日	西伯郡彦名村役場	彦名村、富益村、夜見村	同
同 二十三日	同 郡崎津村役場	崎津村、和田村	同
同 二十四日	同 郡渡村役場	渡村、外江村	同
同 二十五日	同 郡餘子村役場	餘子村、上道村、境町	同
同 二十六日	同 郡大篠津検査場	大篠津村、中濱村	同

◇鳥取縣告示第五百三十七號

昭和十六年六月十九日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加豫算同年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算同年度特別會計倉吉農學校實習費歲入歲出追加豫算同年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

昭和三十六年度鳥取縣歲入歲出追加豫算	經 入	第一項 國庫補助金	四三、八九三
	常 部	第二項 警察費下渡金	四三、八九三
	雜 收	第三項 雜收	一一、二六三
第七款 使用材料及手數料	一、二五〇圓		

00758

第六項 物品賣拂代	一、四一八	第一項 俸給諸給	二、三四五
第七項 過年度收入	九、八四五	第二項 應 費	五〇
歲入經常部計	五六、四〇六	第四款 警察費	四三、八九三
臨 時 部		第一項 俸給及諸給	四一、一九三
第一款 繰 越 金	二七〇圓	第二項 應 費	二、七〇〇
第一項 前年度繰越金	二七〇	第七款 教 育 費	二四、〇五九
第二款 國庫補助金	四六四、二六五	第三項 高等女學校費	二〇〇
第三項 教育費補助金	一四、〇九九	第十一項 教職員共濟組合費	二三、八五九
第四項 衛生補助金	二、一五五	第九款 衛生及病院費	四、三一〇
第五項 勸業費補助金	四二一、六二六	第二項 衛生諸費	四、三一〇
第六項 社會事業費補助金	二、六八五	第十一款 社會事業費	一、〇〇〇
第七項 時局事務補助金	五、二〇〇	第三項 社會事業諸費	一、〇〇〇
第八項 自治振興費補助金	一八、五〇〇	歲出經常部計	七五、六五七
第三款 寄 附 金	一、五四〇	臨 時 部	
第四項 勸業費寄附金	一、五四〇	第三款 勸 業 費	一六、三九〇
歲入臨時部計	四六六、〇七五	第一項 勸 業 費	一六、三九〇
歲 入 合 計	五三二、四八一	第十款 勸業補助費	八七、七〇四
經 常 出 部		第一項 勸業補助費	八七、七〇四
第三款 縣 職 員 費	二、三九五圓	第二十七款 森林治水事業費	八七、七〇四
		第三項 民有林野造林費	八七四

00759

第三十四款 事 變 費	三四一、八五六	歲 入	八五〇
第一項 縣 職 員 費	四、八〇〇	第二項 雜 收 入	八五〇
第四項 勸 業 費	三二一、四五六	第一項 物 品 賣 拂 代	八五〇
第七項 國 民 精 神 總 動 員 費	一五、六〇〇	歲 入 合 計	八五〇
歲 出 臨 時 部 計	四四六、八二四	歲 出	八五〇
歲 出 合 計	五二二、四八一	第一項 實 習 諸 費	八五〇
昭和十六年度特別會計罹災救助基金		第二項 實 習 諸 費	八五〇
歲入歳出追加豫算		歲 出 合 計	八五〇
第四款 元 資 受 入 金	五、〇〇〇	昭和十六年度特別會計中等學校改築費	
第一項 元 資 受 入 金	五、〇〇〇	歲入歳出追加豫算	
歲 入 合 計	五、〇〇〇	第四款 繰 越 金	三、五〇〇
歲 出		第一項 繰 越 金	三、五〇〇
第一款 罹 災 救 助 費	五、〇〇〇	歲 入 合 計	三、五〇〇
第一項 救 助 費	五、〇〇〇	第一款 中 等 學 校 改 築 費	三、五〇〇
歲 出 合 計	五、〇〇〇	第一項 學 校 改 築 費	三、五〇〇
昭和十六年度特別會計倉吉農學校實習費		歲 出 合 計	三、五〇〇
歲入歳出追加豫算			

00760

◇鳥取縣告示第五百三十八號

左記墓地ハ今回改葬整理ノ處緣故者不明ノ趣ナルヲ以テ有緣者ハ來ル七月十日迄ニ管理者ニ申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出無之時ハ管理者ニ於テ改葬セラルベシ

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 墓地ノ所在地 滋賀縣大上郡久徳村大字木曾字通谷四五六地同四五番地ノ二
- 一 管 理 者 滋賀縣大上郡久徳村長
- 一 緣故者不明ノ基數 二十基

◇鳥取縣告示第五百三十九號

國民體力法第九條ニ基キ昭和十六年度國民體力管理醫トシテ左ノ通選任セリ

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 鳥取市 醫師 近 藤 壽 子
- 同 同 小 松 延 江
- 同 同 原 滿 津 子

◇鳥取縣告示第五百四十號

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十一條ノ規定ニ依リ卸賣機關ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣醫藥品卸商業組合  
鳥取縣衛生材料卸商業組合

◇鳥取縣告示第五百四十一號

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十三條ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣賣藥工業組合

◇鳥取縣告示第五百四十二號

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第十四條及第十五條ノ規定ニ依リ地域、品目、用途及購入券ノ發行者左ノ通定ム

昭和十六年七月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

地 域 鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町  
品 目 精製脫脂綿、脫脂綿、衛生綿  
用 途 家庭用  
購入券ノ發行者 市、町長

00762

彙

報

傷痍 出張相談所設置  
軍人 適宜御利用下さい

(社 會 課)

大日本傷痍軍人會鳥取縣支部では、傷痍軍人各位の色々な相談に應ずるため、左の通り出張相談所を定期的に開設することになった。適宜最寄りの相談所を利用せらるゝやう希望する。

△偶數日 (八頭郡) 五日||智頭、十日||用瀬、十五日||賀茂、二十日||八東、(氣高郡)二十五日||寶木、二十日||青谷、(日野郡)十日||根雨、二十日||生山、

△奇數日 (東伯郡) 五日||松崎、十日||矢送、十五日||由良、二十日||赤碕、(岩美郡)二十五日||本庄、二十五日||成器、(西伯郡)五日||所子、十五日||大條津、二十五日||法勝寺、尚、各相談所とも時間は午前九時三十分より午後三時までである。

支那事變四周年  
記念行事の實施

(振 興 課)

支那事變勃發して茲に滿四年、大御稜威の下皇軍の威武は克く全支を風靡し、新中央政府の基礎益々鞏固を加へつゝあるけれども、しかも重慶政權は今尙奥地に餘喘を保ち、歐洲戰爭に伴ふ國際情勢亦日に緊迫を加へて、興亞大業完遂の前途愈々容易ならざるものがある。

即ち、本縣では來る七月七日の事變勃發記念日に當り、縣民一同今次聖戰に對する國民の決意と覺悟を新にし、一億一心彌々肇國の精神に徹して悠遠なる皇國の彌榮を祈念しつゝ大東亞共榮圈を目標として國家總力戰體制の確立に邁進する國民的實踐の歩武を固め、飽くまで聖戰完遂の目的を貫徹して聖慮に應へ奉らんとし、大要次の如き記念行事を實施することゝなつた。

00763

●●●●●  
基本方針

- (一) 「支那事變一周年ニ際シ賜リタル勅語」の聖旨を奉體し、精神的團結を強化すると共に高度國防國家體制の實踐強化を圖り、聖旨を實行の上に具現すること。
- (二) 聖戰の意義を闡明にし、戰時意義を強化し、建設的希望に燃えて戰時生活に邁進すること。
- (三) 長期持久戰を意とせざる不撓不屈の精神を昂揚し、外國の思想謀略潛入の餘地なからしむるが如き鞏固なる思想體制の確立に努むること。
- (四) 消費節約、資源回收、軍需並に生活必需品の増産、國債消化、防諜等の實踐運動を本記念行事に關聯せしむること。
- (五) 護國の英靈、傷痍軍人並に前線將士に對する感謝、及び其の遺族家族に對する援護の精神を實踐の上に具現すること。

●●●●●  
二 實施要項

- (一) 縣下一齊國旗掲揚。
  - (二) 七日の正午を期し、全縣民在所に於て一分間默禱。
- (この時刻はラヂオにより告知し、且つ默禱後大政翼賛

會副總裁の感話ある筈

- (三) 市町村、官公署、學校、工場、各團體に於ては「支那事變一周年ニ際シ賜リタル勅語」奉讀式並に訓辭を行ひ且つ相應の記念行事を行ふ。
- (四) 神社、寺院に於ては祈願祭、追悼會を行ひ、且つ講演説教を行ふ。
- (五) 町内會、部落會、各種團體、職場常會等に於ては右の行事を實施或は参加する外、消費節約、資源回收、軍需及び生活必需品の増産作業、貯蓄勵行並に國債購入等の申合せ實行。
- (六) 青壯年團及び其の他諸團體に於ては團員の臨時動員を行ひ、學校生徒の場合に準じて行事を催す。

●●●●●  
三 實施上の留意事項

- (一) 日常生活に於ける實踐と修練とを重點とし、單なる一時的思ひ附的行事たらしめぬこと。
- (二) 市町村に於ては基本方針の趣旨並に實施要領を斟酌し地方の實情に即應して實効を擧げるやう工夫すること。
- (三) 官公署、學校、團體、會社、工場等に於ては記念行事の趣旨を積極的建設的に諸般の計畫に反映せしめ、實踐

00764

堆厩肥の増産

全日本草刈選手權大會  
奮つて参加を望む

(農務課)

に主眼を置くこと。

(四) 七月一日の興亞奉公日には、部落會町内會隣保班等臨時常會を開催して、實施方法につき協議申合せをなすこと。

農村更生の根本方策としては勿論、曠古の非常時局に處すべき銃後農村の守りとして農産物の生産擴充は聖戰遂行上缺くべからざる重要條件であるが、金肥及び飼料の不足はとかくこの擴充完遂に大なる障礙を生じようとする實情にある。これに對する方策は各方面でいろ／＼研究實施せられてはゐるけれども、中でも自然に野生する草を刈り取ることによつて自給肥料自給飼料の大増産をなすことこそ、實に應急催眉の最も有効適確なる隨一の國策といはなければならぬ。

堆厩肥は地力の維持増進に必要な有機物を多量に含んでゐて、

土壤の理學的・微生物學的な性質を改良し特に厩肥に於ては速効性な三要素をも含んでゐるから金肥と堆肥との配合肥料とも考へられるものであつて、その効果の優秀なことは種々な點に於て實證せられてゐる。

今厩肥の効用を要約列擧すると、その成分の上から完全肥料であつて何れの作物に施用しても少しも危險がなく、たとひ含有量の少いものであつても多く施すことによつて完全肥料としての効果を充分現はすものであるし、又土壤中の有効バクテリアの繁殖を促進し、有機物や礦物質の分解を完全にして之を吸収しやすからしめ、肥料分の流失を防止し、其の他土壤を膨軟にして氣水の流通を良くし、保水保肥の力を増進するとか、酸性を中和し、耕土を増加し、炭素率を調節する等土壤の改善を行つて地力を増加する上に非常な効果があるのである。

大正年代以來我が國農村には金肥使用の風が著しく隆盛となりこれと共に草刈りの美風が漸次衰退したことは遺憾にたえないことであつて、金肥も堆厩肥と併用してこそその効果は充分に期待し得るものである。金肥の過用堆厩肥の缺乏が地力を逐次減退せしめたことは有識の士の常に痛感してゐた處である。

農民講道館では農林省・陸軍省・文部省・厚生省の後援の下に近年全日本草刈選手權大會及び全日本堆厩肥競技大會を實施し來り

00765

### 本年の菜種作況 一割六分減の豫想

(統計課)

本年も来る八月四日を以て東京市荒川放水路堤防地に於て第四回草刈選手権大會、第三回堆肥競技大會を實施することになつてゐるが、これ全く如上の實情に鑑みて、全日本の農村を草刈の増殖たらしめて草刈を普及白熱化し、堆肥の造成による自給肥料の大量確保、及び飼料増産による有畜農業の普及發達、並に土に汗して皇恩に報ゆる日本農民精神の作興を目的とするものであつて、まことに機宜に適したる企といはざるを得ない。

右大會は初め壯年部のみに依つて行つてゐたのを一昨年より青年部を設置し、今年は更に女子部・農業學校部を新設して計四部によつて行ふことになつてゐるが、壯年部は滿二十一歳以上、青年部は滿二十歳以下の男子、女子部は滿二十五歳以下の未婚者、農業學校部は甲種農學校を主として乙種農學校も隨意参加を認められてゐる。

よつて本縣でも右大會に協力して連年代表選手を送つてゐるのであつて、本年も近く町村及び郡豫選會を終り縣大會を七月十八日頃(場所選定中)開催して縣選手を派遣することになつてゐるから、各位奮つて参加せられると共に、一般農村に於ても益々草刈勵行の風を振起せられて肥料・飼料の増産を行ひ、時局下農業報國の途に邁進されるやう切望する次第である。

鳥取縣に於ける本年の菜種作付面積は八百五十八町八段歩であつて、前年の九百六十五町五段歩に較べると百一町七段歩(一割六厘)の減少となつてゐる。而して六月一日現在の豫想收穫高は一萬千七百八十石であつて、之を前年の實收高一萬四千二十一石に較べると二千二百四十一石(一割六分)の減少となり、前五ヶ年の平均實收高一萬三千三百三十九石に較べると一千五百五十九石(一割一分七厘)の減少となる見込みである。

蓋し本年の菜種作は、移植以來氣候概ね適順であつて病虫害、風水害等少く稍々良好な生育を遂げたのであるが、作付面積が減少したために右のやうな減收を豫想せられるに至つたものである。尙ほ之を各郡市別に示すと次の通りである。

郡市別	作付面積	豫想收穫高	前年作付面積に比し	前年實收高に比し
鳥取市	壹、八町反	四〇〇石	町反	五、五△
米子市	二〇、六町反	四一〇石	町反	三、〇△
増減(△印減)				一三〇

00766

岩美郡	二〇、九	三六〇	一、四△	九
八頭郡	三、三	三〇△	三、〇△	三〇九
氣高郡	九三、二	一、三〇△	五、四△	三〇七
東伯郡	五〇、八	七、四〇△	五、四△	一、三五
西伯郡	二六、〇	一、四〇△	三、二△	四七
日野郡	三三、二	五	三、四	一
計	八六、八	二、七〇△	一〇、七△	三、四

### ◎行旅死亡人

- 一 取扱者 岡山市長
- 一本籍、住所 氏名不詳、推定年齢五十五歳位
- 一 男女別 男子
- 一人 相 身長五尺二寸位、体格普通、顔長キ方、色白
- 一 着 衣 紫紺羅紗服ノ上衣(ポケットニ北村ノネーム入)白メリヤスノ襦袢
- 一 特 徴 ナシ
- 一 所持品 ナシ
- 一 死亡別 病死

### ◎行旅死亡人

- 一 取扱者 岡山市長
- 一本籍、住所 身分不詳、職業元力士、自稱寺下廉三當五十八年
- 一 男女別 男子
- 一人 相 身長五尺一寸位、体格調強、肉付ヨシ、顔稍長キ方、色黒、目細、鼻、口、耳普通頭髪五分刈
- 一 着 衣 銘仙縦縞鼠色袴、毛糸腹巻、木綿ノ袴又ヲ着シ人絹絞兵子帶ヲ締
- 一 特 徴 左腕ニ鯉ノ瀧登右腕ニ人ノ顔ト龍ノ入墨ヲナセリ
- 一 所持品 ナシ
- 一 死亡別 病死(腦出血)
- 一 死亡年月日 昭和十六年四月二十四日午後一時

一 死亡場所 岡山市西古松一 萩原旅館離座敷

一 其ノ他參考事項 本人生前力士名二十山ト稱シ居レリト云フ  
尙身許調査ノ爲メ時日ヲ要シタリ  
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、職業、年齢、不詳
  - 二 推定年齢 五十五、六歳
  - 三 男女別 男子
  - 四 身丈 五尺三寸
  - 五 頭髪 白髪
  - 六 着物 木綿白細タテ綿
  - 七 木綿ノ靴下ズック靴十文
  - 八 遺留品 麥稈帽子
  - 九 取扱者 福島縣北會津郡東山村長
- 右六月八日午前十時東山村大字石山字狐石山林地内ニ於テ縊死シ居ルヲ發見檢視濟ノ上引渡ヲ受ケ假埋葬ニ付シタリ  
心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名、不詳 推定年齢六十年位
  - 一 男女別 男子
  - 一 人相、特徴 身丈低キ方 體格、顔、色、目、口、耳等腐爛シ不詳 頭髮白髪
  - 一 着衣 莫大小シャツ縦縞木綿袴、同單衣、霜降小倉厚司、縦縞小倉様股引、黒モス兵古帯、地下足袋
  - 一 遺留品 黒朱子足袋(十三)一足毛糸手袋(茶色)一足青色地唐草模様風呂敷一枚、タオル三枚燻草入一個
  - 一 死亡ノ區別 縊死
  - 一 發見ノ日時 昭和十五年五月二十二日午後六時
  - 一 及場所 兒島郡藤戸町大字藤戸字大辻山林中
  - 一 其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項 ナシ
  - 一 取扱者 岡山縣兒島郡藤戸町長
- 心當ノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年七月一日印刷  
昭和十六年七月一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所